

認定留学

学生交換協定の枠にとらわれず、学位を授与している世界中のすべての大学およびその付属語学コースへ留学する場合を「認定留学」といいます。

まずは国際交流室に留学相談 ～留学先の決定～

留学先は本学の海外協定大学から選択できます。その他の**外国の大学**（外国の正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、またはこれに相当する教育機関（付属語学研修機関を含む））にも認定留学は可能ですが、学校の種類によっては、認定留学と認められない場合もありますので、**留学先決定にあたっては必ず事前に国際交流室で相談してください。**

「認定留学」の手続き

留学先が決まったら、留学希望先大学への出願手続きを済ませ、所定の申請締め切りまでに「認定留学」の申請手続きを行います。認定留学として留学するためには、以下の2つの手続きが必要です。

1. 留学先大学から「入学許可」を得ること。
2. 本学の認定留学の申請手続きを所定の申請期間内に行うこと。

人数枠はありませんので、これらの手続きをとり、許可されれば認定留学生として海外留学できます。本学の認定留学生奨学金にも応募できます。学内の認定を受け、奨学金に応募するためには、留学先大学による、留学期間が明記された正式な入学許可証が必要です。

出願・入学手続きは原則として各自で行うので、海外留学に先立って十分な情報を入手して、綿密な計画を立てることが大切です。